



福岡医発第 1531 号 (地)
令和 4 年 9 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について

今般、令和 4 年 8 月 17 日付け厚生労働省告示第 250 号及び第 252 号をもって薬価基準の一部、揭示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年 8 月 18 日から適用されるとともに、同日付け厚生労働省告示第 251 号をもって薬価基準が改正され、令和 4 年 11 月 1 日から適用されることとなった旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

これらを受け、令和 4 年 8 月 17 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 新医薬品の薬価基準収載について

- (1) 令和 4 年 8 月 10 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 4 品目、注射薬 5 品目）が、薬価基準の別表に第 9 部追補（5）として収載された。

- | | | |
|---|--|---|
| (| ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1） |) |
| (| ➤ 品目の概要：添付資料 3 |) |

- (2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

・ラゲブリオカプセル 200mg

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

- ・ジェセリ錠 40mg
- ・ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg
- ・エジャイモ点滴静注 1.1g

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2. 掲示事項等告示の一部改正について

製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（内用薬 16 品目、注射薬 3 品目及び外用薬 1 品目）が薬価基準の別表に第 9 部追補（5）として収載されるとともに、旧名称の医薬品は掲示事項等告示の別表第 2 に第 7 部追補（4）に収載され、経過措置品目（使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り）とされた。

また、関連して「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 4 年 3 月 4 日付保医発 0304 第 7 号）についても改正された。

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号
添付資料 2 の記 2（1）、別添 1、（参考 1）、（参考 3） 〕

3. 費用対効果評価結果に基づく価格調整について

市場規模が大きい、または著しく単価が高い医薬品等については、費用対効果評価制度の対象として選定した上で、価格調整を行うこととされているが、令和 4 年 8 月 10 日に開催された中医協において、以下の内用薬 1 品目について価格調整が行われ決定された。

なお、調整後の薬価は、医療機関における在庫への影響等を踏まえ、令和 4 年 11 月 1 日より適用される。

- ・リベルサス錠 3mg、7mg、14mg

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 251 号
添付資料 2 の記 1（4）、（参考 2）
添付資料 4 〕

4. 保険医が投与することができる注射薬の追加について

令和 4 年 8 月 10 日に開催された中医協において、ボソリチド製剤（販売名：ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg）を保

険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、揭示事項等告示、特掲診療料告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号、第 252 号
添付資料 2 中の記 2（3）、3、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の新旧対照表

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

（添付資料）

1. 官報（令和 4 年 8 月 17 日 号外第 177 号 抜粋）
 - ・厚生労働省告示第 250 号
 - ・厚生労働省告示第 251 号
 - ・厚生労働省告示第 252 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 4 年 8 月 17 日 保医発 0817 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表等（令和 4 年 8 月 10 日 中医協総会資料（総一 1 抜粋））
4. リベルサスの費用対効果評価結果に基づく価格調整について
（令和 4 年 8 月 10 日 中医協総会資料（総一 2—2 抜粋））

日医発第 971 号（保険）
令和 4 年 8 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 4 年 8 月 17 日付け厚生労働省告示第 250 号及び第 252 号をもって薬価基準の一部、揭示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年 8 月 18 日から適用されました。また、同日付け厚生労働省告示第 251 号をもって薬価基準が改正され、令和 4 年 11 月 1 日から適用されることとなりました。これらを受け、令和 4 年 8 月 17 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価基準収載について

- (1) 令和 4 年 8 月 10 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 4 品目、注射薬 5 品目）が、薬価基準の別表に第 9 部追補(5)として収載された。

- | | |
|---|--|
| { | <p>➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料 3</p> |
|---|--|

(2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ラゲブリオカプセル 200mg
- ・ ジェセリ錠 40mg
- ・ ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg
- ・ エジャイモ点滴静注 1.1g

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2. 掲示事項等告示の一部改正について

製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（内用薬16品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）が薬価基準の別表に第9部追補(5)として収載されるとともに、旧名称の医薬品は掲示事項等告示の別表第2に第7部追補(4)に収載され、経過措置品目（使用期限：令和5年3月31日限り）とされた。

また、関連して「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和4年3月4日付保医発0304第7号）についても改正された。

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号
添付資料 2 の記 2(1)、別添 1、(参考 1)、(参考 3) 〕

3. 費用対効果評価結果に基づく価格調整について

市場規模が大きい、または著しく単価が高い医薬品等については、費用対効果評価制度の対象として選定した上で、価格調整を行うこととされているが、令和4年8月10日に開催された中医協において、以下の内用薬1品目について価格調整が行われ決定された。

なお、調整後の薬価は、医療機関における在庫への影響等を踏まえ、令和4年11月1日より適用される。

- ・ リベルサス錠 3mg、7mg、14mg

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 251 号
添付資料 2 の記 1(4)、(参考 2)
添付資料 4 〕

4. 保険医が投与することができる注射薬の追加について

令和 4 年 8 月 10 日に開催された中医協において、ボソリチド製剤（販売名：ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg）を保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、掲示事項等告示、特掲診療料告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 250 号、第 252 号
添付資料 2 中の記 2(3)、3、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の新旧対照表

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

（添付資料）

1. 官報（令和 4 年 8 月 17 日 号外第 177 号 抜粋）
 - ・厚生労働省告示第 250 号
 - ・厚生労働省告示第 251 号
 - ・厚生労働省告示第 252 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 4 年 8 月 17 日 保医発 0817 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表等（令和 4 年 8 月 10 日 中医協総会資料（総－1 抜粋））
4. リベルサスの費用対効果評価結果に基づく価格調整について
（令和 4 年 8 月 10 日 中医協総会資料（総－2－2 抜粋））

○厚生労働省告示第二百五十号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。
令和四年八月十七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前	
別表 第1部～第8部（略）		第9部 追 補 (5)		別表 第1部～第8部（略） （新設）	
		内 用 薬	規 格 単 位		
		品 名		薬 価 円	
		(イ)			
		イザザレルト錠2.5mg	2.5mg 1錠	117.80	
		(エ)			
		Ⓔ エパデールEMカプセル2g	2g 1包	113.00	
		Ⓕ エパルレスタット錠50mg [NIG]	50mg 1錠	27.00	
		(カ)			
		Ⓖ カルボシステイン錠500mg [NIG]	500mg 1錠	7.90	
		(リ)			
		ジェセリ錠40mg	40mg 1錠	6,265.00	
		(タ)			
		タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg [NIG]	0.1mg 1錠	14.90	
		タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg [NIG]	0.2mg 1錠	25.90	
		(チ)			
		Ⓖ 沈降炭酸カルシウム錠250mg [NIG]	250mg 1錠	5.70	
		Ⓖ 沈降炭酸カルシウム錠500mg [NIG]	500mg 1錠	5.80	
		(ナ)			
		Ⓖ ナフトビジルOD錠50mg [NIG]	50mg 1錠	18.50	
		Ⓖ ナフトビジルOD錠75mg [NIG]	75mg 1錠	27.00	
		(ハ)			
		Ⓖ バラシクロビル錠500mg [NIG]	500mg 1錠	97.60	
		(ハ)			
		Ⓖ ビタバスチンカルシウム錠1mg [フェルゼン]	1mg 1錠	12.10	
		Ⓖ ビタバスチンカルシウム錠2mg [フェルゼン]	2mg 1錠	22.60	
		Ⓖ ビタバスチンカルシウム錠4mg [フェルゼン]	4mg 1錠	41.60	
		(ミ)			
		ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg [NIG]	250mg 1カプセル	65.20	

(ラ)			
ラゲナリオカサセル200mg		200mg 1 カサセル	2,357.80
ラベナゾールNa錠 5 mg [NIG]		5 mg 1 錠	19.30
ラベナゾールNa錠10mg [NIG]		10mg 1 錠	34.40
ラベナゾールNa錠20mg [NIG]		20mg 1 錠	68.00
注 射 薬			
品 名		規 格 単 位	薬 価 円
(エ)			
エジャイモ点滴静注1.1g		1.1g 22mL 1 瓶	244.074
(カ)			
ダルビアス点滴静注用135mg		135mg 1 瓶	31.692
(ヘ)			
ヘパリンNa透析用150単位/mLシリリンジ20mL [NIG]		3,000 単位20mL 1 筒	155
ヘパリンNa透析用200単位/mLシリリンジ20mL [NIG]		4,000 単位20mL 1 筒	170
ヘパリンNa透析用250単位/mLシリリンジ20mL [NIG]		5,000 単位20mL 1 筒	170
(ホ)			
ホックスゾゴ皮下注用0.4mg		0.4mg 1 瓶 (溶解液付)	121.034
ホックスゾゴ皮下注用0.56mg		0.56mg 1 瓶 (溶解液付)	124.241
ホックスゾゴ皮下注用1.2mg		1.2mg 1 瓶 (溶解液付)	124.994
品 名		外 用 薬 規 格 単 位	薬 価 円
(ア)			
アズレナウがい液4% [NIG]		4% 1 mL	32.40

第二 条 (特掲診療料の施設基準等の一部改正)
特掲診療料の施設基準等 (平成二十年厚生労働省告示第六十三号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) オフアツムマップ製剤 ボソリチド製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) オフアツムマップ製剤 (新設)

附 則
この告示は、令和四年八月十八日から適用する。

○厚生労働省告示第二百五十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月一日から適用する。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表					別表				
品名	規格	単位	薬価 円		品名	規格	単位	薬価 円	
(あ)～(さ) (略)					(あ)～(さ) (略)				
(う)					(う)				
(略)					(略)				
リペルサス錠3mg		3mg 1錠	139.60		リペルサス錠3mg		3mg 1錠	143.20	
リペルサス錠7mg		7mg 1錠	325.70		リペルサス錠7mg		7mg 1錠	334.20	
リペルサス錠14mg		14mg 1錠	488.50		リペルサス錠14mg		14mg 1錠	501.30	
(略)					(略)				
(る)～(わ) (略)					(る)～(わ) (略)				
第2部～第9部 (略)					第2部～第9部 (略)				

○厚生労働省告示第二百五十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年八月十八日から適用する。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表					別表				
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等					第十 厚生労働大臣が定める注射薬等				
一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬					一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬				
インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、 <u>迂回</u> 活性化複合体、性腺刺激					インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、 <u>迂回</u> 活性化複合体、性腺刺激				

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行って患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュヒルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルサルファーズ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤

二 (略)

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行って患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュヒルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルサルファーズ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオフアツムマブ製剤

二 (略)

別表第 2

第 1 部～第 6 部 (略)

第 7 部 追 補 (4)

別表第 2
第 1 部～第 6 部 (略)
(新設)

品 名	規 格 単 位
(え) ⑩ エバリスタット錠50mg [武田チバ]	50mg 1 錠
(か) ⑩ カルボシステイン錠500mg [チバ]	500mg 1 錠
(た) タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg [T Y K] タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg [T Y K]	0.1mg 1 錠 0.2mg 1 錠
(ち) ⑩ 沈降炭酸カルシウム錠250mg [武田チバ] ⑩ 沈降炭酸カルシウム錠500mg [武田チバ]	250mg 1 錠 500mg 1 錠
(な) ⑩ ナフトビジルOD錠50mg [チバ] ⑩ ナフトビジルOD錠75mg [チバ]	50mg 1 錠 75mg 1 錠
(は) ⑩ バラシクロピル錠500mg [チバ]	500mg 1 錠
(ひ) ⑩ ビタバスチンカルシウム錠1 mg [モチダ] ⑩ ビタバスチンカルシウム錠2 mg [モチダ] ⑩ ビタバスチンカルシウム錠4 mg [モチダ]	1 mg 1 錠 2 mg 1 錠 4 mg 1 錠
(み) ミコフエノール酸モノエチルカプセル250mg [チバ]	250mg 1 カプセル
(ち) ラベゾラゾールNa錠5 mg [武田チバ] ラベゾラゾールNa錠10mg [武田チバ] ラベゾラゾールNa錠20mg [武田チバ]	5 mg 1 錠 10mg 1 錠 20mg 1 錠
注 射 薬	
品 名	規 格 単 位
(へ) ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mL [A T] ヘパリンNa透析用200単位/mLシリンジ20mL [A T] ヘパリンNa透析用250単位/mLシリンジ20mL [A T]	3,000 単位20mL 1 筒 4,000 単位20mL 1 筒 5,000 単位20mL 1 筒
外 用 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ) アズレンウがい液4% [T Y K]	4% 1 mL

保医発0817第4号
令和4年8月17日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和4年厚生労働省告示第250号及び第252号をもって改正され、令和4年8月18日から適用すること、また、薬価基準が令和4年厚生労働省告示第251号をもって改正され、令和4年11月1日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬4品目及び注射薬5品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬16品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 9 3 4	3, 6 1 5	2, 1 0 7	2 6	1 3, 6 8 2

- (4) 「薬価算定の基準について」(令和4年2月9日付け保発 0209 第1号) 第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(内用薬3品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

- (5) (4)による調整後の薬価は、令和4年11月1日から適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬16品目、注射薬3品目及び外用薬1品目)について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和5年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 8 7	9 4	4 7	0	3 2 8

- (3) ボソリチド製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 特掲診療料告示の一部改正について

ボソリチド製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) ラゲブリオカプセル 200mg

これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求で

きないものであること。なお、本製剤の製造販売業者から医療機関等への供給開始の時期及びその取扱い等については、今後、別途通知する予定である。

(2) ジェセリ錠 40mg

本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り算定すること。

(3) ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg、同皮下注用 0.56mg 及び同皮下注用 1.2mg

① 本製剤は、ボソリチド製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

③ 本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「骨端線の閉鎖により成長の可能性がないことが確認された場合、本剤の投与を中止すること。」とされているので、使用にあたっては十分留意すること。

(4) エジャイモ点滴静注 1.1g

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の投与を開始する際には、溶血のため赤血球輸血が必要と考えられる患者を対象とすること。」とされているので、使用にあたっては十分留意すること。

5 関係通知の一部改正について

(1) 「薬価基準の一部改正について」(平成 4 年 8 月 28 日付け保険発第 123 号)の記の 4 の(5)を次のように改める。

(5) ニューモバックス NP 及び同 NP シリンジ

本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」又は「スチムリマブ(遺伝子組換え)投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ(遺伝子組換え)投与患者に使用する場合は、スチムリマブ(遺伝子組換え)の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ(遺伝子組換え)の投与が確認できる場合を除く。)

(2) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成 27 年 2 月 23 日付け保医発 0223 第 2 号)の記の 2 の(4)を次のように改める。

(4) メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ(遺伝子組換え)、ラブリズマブ(遺伝子組換え)又はスチムリマブ(遺伝子組換え)投与患者に使用した場合に限り算定できるもので

あるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

- (3) 「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和4年3月4日付け保医発 0304 第7号）を以下のとおり改正する。
別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、令和4年8月18日から適用すること。
- (4) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号）の一部を次のように改正する。
- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びオフアツムマブ製剤」を「、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤」に改める。
 - ② 別添3区分01(5)イ中「及びオフアツムマブ製剤」を「、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤」に改める。
 - ③ 別添3別表2中「及びオフアツムマブ製剤」を「、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤」に改める。
 - ④ 別添3別表3中「オフアツムマブ製剤」の次に「ボソリチド製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準の一部改正について」(平成4年8月28日付け保険発第123号)の記の4の(5)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) <u>ニューモバックス NP 及び同 NP シリンジ</u> 本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」又は「<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合</u>」に限り保険給付の対象とするものであること。<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。</u>	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) <u>肺炎球菌ワクチン</u> 本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」に限り保険給付の対象とするものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 2 月 23 日付け保医発 0223 第 2 号）の記の 2 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （4） メナクトラ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、<u>ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u>又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、<u>ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u>又はスチムリマブ（<u>遺伝子組換え</u>）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、<u>ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u>又はスチムリマブ（<u>遺伝子組換え</u>）の投与が確認できる場合を除く。）。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （4） メナクトラ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）<u>又はラブリズマブ（遺伝子組換え）</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）<u>又はラブリズマブ（遺伝子組換え）</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）<u>又はラブリズマブ（遺伝子組換え）</u>の投与が確認できる場合を除く。）。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

改 正 後	現 行
別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス	別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオフアツムマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ

トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルフ

トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルフ

ァ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化

ァ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤及びオフアツムマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化

第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ

第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ

ブ製剤、オフアツムマブ製剤及びボソリチド製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤

ブ製剤及びオフアツムマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン 塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレプレチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤 ブロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤	抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン 塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレプレチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤 ブロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤
--	--

ベリムマブ製剤	ベリムマブ製剤
イキシセキズマブ製剤	イキシセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤	ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤	エミシズマブ製剤
イカチバント製剤	イカチバント製剤
サリルマブ製剤	サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤	デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤	インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤	遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤	ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤	メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤	オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤	テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤	サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
オフアツムマブ製剤	オフアツムマブ製剤
<u>ボソリチド製剤</u>	(新設)

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和4年8月18日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	2189016F1311	ピタバスタチンカルシウム	1 m g 1 錠	局 ピタバスタチンカルシウム錠 1 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	12. 10
内用薬	2189016F2318	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1 錠	局 ピタバスタチンカルシウム錠 2 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	22. 60
内用薬	2189016F3314	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1 錠	局 ピタバスタチンカルシウム錠 4 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	41. 60
内用薬	2190024F1066	沈降炭酸カルシウム	5 0 0 m g 1 錠	局 沈降炭酸カルシウム錠 5 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	5. 80
内用薬	2190024F2062	沈降炭酸カルシウム	2 5 0 m g 1 錠	局 沈降炭酸カルシウム錠 2 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	5. 70
内用薬	2233002F2170	Lーカルボシステイン	5 0 0 m g 1 錠	局 カルボシステイン錠 5 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	7. 90
内用薬	2329028F1333	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	34. 40
内用薬	2329028F2330	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	68. 00
内用薬	2329028F3239	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	19. 30
内用薬	2590008F1204	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1 錠	タムスロシン塩酸塩OD錠 0. 1 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	14. 90
内用薬	2590008F2200	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1 錠	タムスロシン塩酸塩OD錠 0. 2 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	25. 90
内用薬	2590009F4232	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局 ナフトピジルOD錠 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	18. 50
内用薬	2590009F5239	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局 ナフトピジルOD錠 7 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	27. 00
内用薬	3999013F1428	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局 エパルレスタット錠 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	27. 00
内用薬	3999017M1069	ミコフェノール酸 モフェチル	2 5 0 m g 1 カプセル	ミコフェノール酸モフェチルカプセル 2 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	65. 20
内用薬	6250019F1373	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局 バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	97. 60
注射薬	3334402G8050	ヘパリンナトリウム	3, 0 0 0 単位 2 0 m L 1 筒	ヘパリンN a 透析用 1 5 0 単位／m L シリンジ 2 0 m L 「N I G」	日医工岐阜工場	155
注射薬	3334402P1056	ヘパリンナトリウム	4, 0 0 0 単位 2 0 m L 1 筒	ヘパリンN a 透析用 2 0 0 単位／m L シリンジ 2 0 m L 「N I G」	日医工岐阜工場	170
注射薬	3334402P2060	ヘパリンナトリウム	5, 0 0 0 単位 2 0 m L 1 筒	ヘパリンN a 透析用 2 5 0 単位／m L シリンジ 2 0 m L 「N I G」	日医工岐阜工場	170
外用薬	2260700F1161	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L	アズレンうがい液 4 % 「N I G」	日医工岐阜工場	32. 40

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	イグザレルト錠2.5mg	リバーロキサバン	2.5mg 1錠	117.80
2	内用薬	局 エパデールEMカプセル 2 g	イコサペント酸エチル	2 g 1包	113.00
3	内用薬	局 エパルレスタット錠50mg「N I G」	エパルレスタット	50mg 1錠	27.00
4	内用薬	局 カルボシステイン錠500mg「N I G」	Lーカルボシステイン	500mg 1錠	7.90
5	内用薬	ジェセリ錠40mg	ピミテスビブ	40mg 1錠	6,265.00
6	内用薬	タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「N I G」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1錠	14.90
7	内用薬	タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「N I G」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1錠	25.90
8	内用薬	局 沈降炭酸カルシウム錠250mg「N I G」	沈降炭酸カルシウム	250mg 1錠	5.70
9	内用薬	局 沈降炭酸カルシウム錠500mg「N I G」	沈降炭酸カルシウム	500mg 1錠	5.80
10	内用薬	局 ナフトピジルOD錠50mg「N I G」	ナフトピジル	50mg 1錠	18.50
11	内用薬	局 ナフトピジルOD錠75mg「N I G」	ナフトピジル	75mg 1錠	27.00
12	内用薬	局 バラシクロビル錠500mg「N I G」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1錠	97.60
13	内用薬	局 ピタバスタチンカルシウム錠 1 mg「フェルゼン」	ピタバスタチンカルシウム	1 mg 1錠	12.10
14	内用薬	局 ピタバスタチンカルシウム錠 2 mg「フェルゼン」	ピタバスタチンカルシウム	2 mg 1錠	22.60
15	内用薬	局 ピタバスタチンカルシウム錠 4 mg「フェルゼン」	ピタバスタチンカルシウム	4 mg 1錠	41.60
16	内用薬	ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「N I G」	ミコフェノール酸 モフェチル	250mg 1カプセル	65.20
17	内用薬	ラゲブリオカプセル200mg	モルスピラビル	200mg 1カプセル	2,357.80
18	内用薬	ラベプラゾールNa錠 5 mg「N I G」	ラベプラゾールナトリウム	5 mg 1錠	19.30
19	内用薬	ラベプラゾールNa錠10mg「N I G」	ラベプラゾールナトリウム	10mg 1錠	34.40
20	内用薬	ラベプラゾールNa錠20mg「N I G」	ラベプラゾールナトリウム	20mg 1錠	68.00
21	注射薬	エジャイモ点滴静注1.1 g	スチムリマブ（遺伝子組換え）	1.1 g 22mL 1瓶	244,074
22	注射薬	ダルビアス点滴静注用135mg	ダリナパルシン	135mg 1瓶	31,692
23	注射薬	ヘパリンNa透析用150単位／mLシリンジ20mL「N I G」	ヘパリンナトリウム	3,000単位20mL 1筒	155
24	注射薬	ヘパリンNa透析用200単位／mLシリンジ20mL「N I G」	ヘパリンナトリウム	4,000単位20mL 1筒	170
25	注射薬	ヘパリンNa透析用250単位／mLシリンジ20mL「N I G」	ヘパリンナトリウム	5,000単位20mL 1筒	170
26	注射薬	ボックスゾゴ皮下注用0.4mg	ボソリチド（遺伝子組換え）	0.4mg 1瓶（溶解液付）	121,034
27	注射薬	ボックスゾゴ皮下注用0.56mg	ボソリチド（遺伝子組換え）	0.56mg 1瓶（溶解液付）	124,241
28	注射薬	ボックスゾゴ皮下注用1.2mg	ボソリチド（遺伝子組換え）	1.2mg 1瓶（溶解液付）	124,994
29	外用薬	アズレンうがい液 4 %「N I G」	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 mL	32.40

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和4年11月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
2499014F1021	リベルサス錠 3 mg	3 mg 1 錠	143.20	139.60
2499014F2028	リベルサス錠 7 mg	7 mg 1 錠	334.20	325.70
2499014F3024	リベルサス錠 14mg	14mg 1 錠	501.30	488.50

揭示事項等告示

別表第2（令和5年3月31日まで）

N o		薬価基準名		成分名	規格単位
1	内用薬	局	エパルレスタット錠50mg「武田テバ」	エパルレスタット	50mg 1錠
2	内用薬	局	カルボシステイン錠500mg「テバ」	Lーカルボシステイン	500mg 1錠
3	内用薬		タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「T Y K」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1錠
4	内用薬		タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「T Y K」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1錠
5	内用薬	局	沈降炭酸カルシウム錠250mg「武田テバ」	沈降炭酸カルシウム	250mg 1錠
6	内用薬	局	沈降炭酸カルシウム錠500mg「武田テバ」	沈降炭酸カルシウム	500mg 1錠
7	内用薬	局	ナフトビジルOD錠50mg「テバ」	ナフトビジル	50mg 1錠
8	内用薬	局	ナフトビジルOD錠75mg「テバ」	ナフトビジル	75mg 1錠
9	内用薬	局	バラシクロビル錠500mg「テバ」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1錠
10	内用薬	局	ビタバスタチンカルシウム錠1mg「モチダ」	ビタバスタチンカルシウム	1mg 1錠
11	内用薬	局	ビタバスタチンカルシウム錠2mg「モチダ」	ビタバスタチンカルシウム	2mg 1錠
12	内用薬	局	ビタバスタチンカルシウム錠4mg「モチダ」	ビタバスタチンカルシウム	4mg 1錠
13	内用薬		ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「テバ」	ミコフェノール酸 モフェチル	250mg 1カプセル
14	内用薬		ラベプラゾールNa錠5mg「武田テバ」	ラベプラゾールナトリウム	5mg 1錠
15	内用薬		ラベプラゾールNa錠10mg「武田テバ」	ラベプラゾールナトリウム	10mg 1錠
16	内用薬		ラベプラゾールNa錠20mg「武田テバ」	ラベプラゾールナトリウム	20mg 1錠
17	注射薬		ヘパリンNa透析用150単位／mLシリンジ20mL「A T」	ヘパリンナトリウム	3,000単位20mL 1筒
18	注射薬		ヘパリンNa透析用200単位／mLシリンジ20mL「A T」	ヘパリンナトリウム	4,000単位20mL 1筒
19	注射薬		ヘパリンNa透析用250単位／mLシリンジ20mL「A T」	ヘパリンナトリウム	5,000単位20mL 1筒
20	外用薬		アズレンうがい液4%「T Y K」	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4% 1mL

新医薬品一覧表(令和4年8月18日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	エバデールEMカプセル2g	2g1包	持田製薬株式会社	イコサペント酸エチル	新剤形医薬品	113.00円	規格間調整	—	内218	高脂血症用剤(高脂血症)	2
2	イグザレルト錠2.5mg	2.5mg1錠	バイエル薬品株式会社	リバーロキサバン	新効能医薬品、新 用量医薬品、剤形 追加に係る医薬品 (再審査期間中でな いもの)	117.80円	規格間調整	—	内333	血液凝固阻止剤(下肢血行再建術施 行後の末梢動脈疾患患者における血 栓・塞栓形成の抑制)	4
3	ジェセリ錠40mg	40mg1錠	大鵬薬品工業株式会社	ピミテスピブ	新有効成分含有医 薬品	6,265.00円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(がん化学療法後に 増悪した消化管間質腫瘍)	6
4	ラゲブリオカプセル200mg	200mg1カプセル	MSD株式会社	モルヌピラビル	新有効成分含有医 薬品	2,357.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	内625	抗ウイルス剤(SARS-CoV-2による感 染症)	8
5	ボックスゾゴ皮下注用0.4mg ボックスゾゴ皮下注用0.56mg ボックスゾゴ皮下注用1.2mg	0.4mg1瓶(溶解液付) 0.56mg1瓶(溶解液付) 1.2mg1瓶(溶解液付)	BioMarin Pharmaceutical Japan株式会社	ボソリチド(遺伝子組換え)	新有効成分含有医 薬品	121,034円 124,241円 124,994円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	注399	他に分類されない代謝性医薬品(骨端 線閉鎖を伴わない軟骨無形成症)	10
6	ダルピラス点滴静注用135mg	135mg1瓶	ソレイジア・ファーマ株式 会社	ダリナバルシン	新有効成分含有医 薬品	31,692円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注429	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性 の末梢性T細胞リンパ腫)	12
7	エジャイモ点滴静注1.1g	1.1g22mL1瓶	サノフィ株式会社	スチムリマブ(遺伝子組換 え)	新有効成分含有医 薬品	244,074円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	注639	その他の生物学的製剤(寒冷凝集素 症)	14

	品目数	成分数
内用薬	4	4
注射薬	5	3
外用薬	0	0
計	9	7

リベルサスの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

○ 費用対効果評価結果に基づく価格調整について

リベルサスについて、令和4年7月20日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

<費用対効果評価結果に基づく価格調整係数>

対象集団	比較対照技術	有用性加算等の価格調整係数（ β ）	患者割合（％）
DPP-4阻害薬を含む経口血糖降下薬で血糖コントロールが不十分で、他の経口血糖降下薬が投与対象となる2型糖尿病患者	DPP-4阻害薬とSGLT2阻害薬のうち最も安価な組み合わせのもの	0.1	32.1
DPP-4阻害薬を含まない経口血糖降下薬で血糖コントロールが不十分で、他の経口血糖降下薬が投与対象となる2型糖尿病患者	SGLT2阻害薬のうち最も安価なもの	0.1	27.5
経口血糖降下薬で血糖コントロールが不十分でGLP-1受容体作動薬（注射剤）が投与対象となる2型糖尿病患者	GLP-1受容体作動薬（注射剤）のうち最も安価なもの	1.0	40.4

※1 本品は薬価収載時に類似薬効比較方式（Ⅰ）で算定され、有用性系加算が適用されていることから、以下の算式を用いて分析対象ごとの価格を算出し、それらを当該分析対象集団の患者割合等で加重平均したものを価格調整後の薬価とする。

$$\text{価格調整後の薬価} = \text{価格調整前の薬価} - \text{有用性加算部分} \times (1 - \beta)$$

<価格調整後の薬価>

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	調整後薬価	薬効分類		費用対効果評価区分	適用日※2
1	リベルサス錠 3mg 同 錠 7mg 同 錠 14mg	セマグルチド（遺伝子組換え）	ノボ ノルディ スクファーマ （株）	3mg1錠 7mg1錠 14mg1錠	143.20円 334.20円 501.30円	139.60円 325.70円 488.50円	内249	その他のホル モン剤（内用 薬）	H1（市場規模が 100億円以上）	令和4年11月1 日

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。